

令和 6 年 6 月 18 日現在

機関番号：13501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K02362

研究課題名（和文）戦後教育改革における「地域とともにある学校・大学」のガバナンスに関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Governance of Schools and Colleges that Have a Mutually Beneficial Relationship with Local Communities in Postwar Japan

研究代表者

日永 龍彦（Hinaga, Tatsuhiko）

山梨大学・大学院総合研究部・教授

研究者番号：60253374

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：研究目的のうち、大学のガバナンス改革構想とその実現過程の解明については、琉球に重点をおいて研究を進めた。ここでは、琉球大学設置法・管理法および私立大学委員会の成立過程を解明することができた。

新制高校を中心とした学校のガバナンスに関わる制度改革構想とその実現過程の解明に関する課題については、農業教育を含む職業教育に焦点をあて、制度設計の指針となった諸文献や中等教育研究集会の報告書等を探索し、都道府県単位での取り組みや個別農業高校における実践記録を収集することで、中央におけるIFELの講習内容が伝播していく状況の一端をつかむことができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

琉球の大学ガバナンス改革動向については、制度構築後間もなく復帰したことで注目されてこなかったが、琉球・米国双方の改革意図と実現過程を解明できた。個別の大学と大学の集合体の双方のガバナンスへの民意の反映は占領下だけでなく現代日本においても依然として課題であり、多大な示唆を与えうる研究となったと考えている。

他方今日、学校運営協議会の設け推進され「地域とともにある学校」「学校を核とした地域づくり」が強調されているが、その実質化を図るためには、学校と地域の互惠関係構築が不可欠である。今回収集した新制農業高校における実践事例の多くはそれを意図するものであり、今日の実践に充分活かしているものである。

研究成果の概要（英文）： Among the research objectives, we focused on the Ryukyus to elucidate the concept of university governance reform and its implementation process. There, we were able to make clear the process of the Ryukyu University Establishment and Management Act and the Private Universities Committee.

Regarding the issue of clarifying the system reform plan and the process of realizing it related to the governance of high schools, we focused on vocational education including agricultural education, and referred to various literatures that served as guidelines for system design and the reports of secondary education workshops. By searching for reports and collecting records of efforts at the prefectural level and practice records at individual agricultural high schools, we were able to get a glimpse of how the content of IFEL courses at the central government is being disseminated.

研究分野：教育学（学校・大学のガバナンス研究）

キーワード：大学管理 住民参加 新制高校 農業教育 教育課程経営

## 1. 研究開始当初の背景

これまで戦後大学改革研究には、海後・寺崎(1969)を筆頭に、田中(1995)、羽田(1999)、土持(1996、2006)、鳥居(2008)等があり、米国側(CI&E)担当官の協力、助言・指導によって、改革が進められてきたことが示された。他方、研究代表者は2009年度から9年間にわたり、研究代表者として3件の科研費の交付を受けた。これらの研究においては、①戦後大学改革において重要な役割を果たしたCI&E、大学基準協会関連資料、学校教育法・教育委員会法など関連法令に関する国立公文書館所蔵資料、個別大学所蔵の関連資料などを広範に収集・分析、②連合国軍の占領下にあった日本と米軍統治下の琉球における大学改革の異同とその背景についての分析、③琉球における学校と大学のガバナンスにおいて、戦後改革期の日本にCI&E側から提示された(必ずしも実現しなかった)改革モデルの受容実態の解明、を行ってきた。これらの研究を進める過程で、大学設置認可制度が成立した後もCI&E高等教育班が、国立大学等の地方移管や都道府県の範囲を越えた地方教育委員会へ大学行政権の地方委譲など、「教育委員会が大学行政を所管する可能性」を追求していたことが明らかになった。また、先行研究は、CI&Eが大学(管理)法案を通じて、個別大学のガバナンスへの「民意」反映を構想したものの、実現に至らなかった過程を示しているが、研究代表者は、これらと類似する改革が米軍統治下の琉球ですべて実現していたことを確認した。そこで、日本と琉球の改革の過程を一連のものとして見ること、研究主題の解明に繋がるのではないかと考えた。

本研究課題の核心的な問いの1つとして「学校・大学が、社会とどのような有機的関係を持ち、その社会的責任をどう果たすか、についての米国側の改革構想と日本側の受容の過程はどのようなものであったのか」を掲げているが、この問いに関しては、海後・寺崎(1969:p.106)が、米国側に「『民意』参加の大学管理体制を作り出すという意図があったとも想像できる」と記し、しかし「大学法案」の見送りで教授会自治は守れたものの、大学の社会的責任をどのような機構を通じて果たすのか、大学の自治の担い手は誰かという問題が残されたと述べている(寺崎1970:p333-334)。

また、初・中等教育機関の管理への「民意」の反映については、これまでの諸先行研究から、当初、素人統制をめざす教育委員会制度の構築が目指されたが、占領政策の転換や独立回復後の制度見直しにより、教育委員会制度は当初の構想を実現しうるものではなくなったことは周知の通りである。また、高校の農業教育改革については、これまで教育行政・経営学の分野ではIFELにおける「協同評価」への注目に限定され、農業教育の分野では「学校農業クラブ」「ホームプロジェクト」等の課題解決学習への着目に限定されてきた。しかし、研究代表者は、農業教育改革構想が、協同評価・課題解決学習に加えて地域社会が教育課程作りに関与する「農業教育諮問委員会」を総体として提示されていることを確認した。これらを総体的に実現しようとする改革構想を通じて、教育委員会制度とは異なる、学校のガバナンスへの「民意」の反映を目指そうとしていたのではないかと考えた。

ところで、本研究代表者・分担者は、①CI&E担当官らは、必ずしも担当分野の専門家ではなく、必要に応じて米国の状況について情報収集をしつつ指導をしていたことに注目してきた。②さらに、先行研究は総じて日本への言及であったが、統治下沖縄に着目し、米国側の改革モデルの選択や提示過程を明確にしたことで米国側構想をより明らかにしてきた。この米軍統治下の琉球(1945年～1972年、沖縄諸島、先島諸島、奄美諸島を含む)における教育制度改革研究については、米軍関係者であるワーナー(1972)によるものや、復帰前の訪問調査に基づくもの(上沼(1962)、藤田(1971)、三上(1976)他)、復帰後の在沖大学教員によるもの(島袋(1979)、玉城(1987)他)などがある。しかしこれらは、教育委員会制度や立法院による教育関係立法の成立過程の研究にとどまっている。また、高等教育については、沖縄県教育委員会編『沖縄の戦後教育史』(1977)や、県内各大学の大学史の他は、山里(2010)、小川(2012)などに限られるだけでなく、日本との比較の視点に乏しく、米国政府の資料に依拠したものも少ない。そのため研究代表者は、2012年度から6年間、2つの科研費研究に取り組む中で、日本と琉球における①大学管理制度構想の類似性、②戦後の職業教育(農業教育)に関する改革構想(協同評価・諮問委員会・農業クラブの一括導入の重要性)の共通性、③それらの背景にある米軍側担当官相互の交流とACEの影響、を明らかにすることが次の研究課題として重要ではないかという仮説を導くに至った。琉球では、戦後の職業教育改革において、行政との協同評価、地域代表者からなる諮問委員会によるカリキュラム構築、農業クラブ等による教育の成果の地域への還元、を一体的に導入することの重要性が説かれており、それが受容されようとしていたことを見出した。

昨今の教育委員会制度の見直しで教育行政の独立性が失われる一方で「地域とともにある学校」「社会に開かれた教育課程」等が強調されている。近年、坪井(2006)は学校運営への「民意」の反映の方策として「共同統治論」を提起しているが、これまで個別にその意義を検討されてきた職業教育改革を構成する個々の取組を総体として捉え直し、改革の意図を探ることが、「共同統治」のありようをさらに深く理解することに繋がるものと考えられ、本研究課題の遂行が不可欠と考えるに至った。

## 2. 研究の目的

本研究課題を申請するにあたり、核心となる「問い」として以下の2つを掲げた。第1の問いは、学校・大学が、社会とどのような有機的関係を持ち、その社会的責任をどう果たすか、についての米国側の改革構想と日本側の受容の過程はどのようなものであったのか、というものである。そして、第2の問いは、米国側の改革構想に米国教育審議会（ACE：American Council on Education）の果たした役割・その影響の度合いはどのようなものであったのか、というものである。

第1の問いにおいては、①教育機関の集合体のガバナンス（学校教育行政・大学行政＝学校・大学の管理体制）と、②個別の教育機関単位のガバナンス（個別学校・大学の管理運営）に着目して、それぞれにおける「民意」の反映のさせ方と、そこでの「自治」のありよう、学校・大学と地域との有機的な関係のあり方、を明らかにすることを目的とする。この2つの側面は堀（2017：p129）によるガバナンス研究で提起されているものであるが、堀は大学（管理）法案をめぐって「大学集合ガバナンス」と「大学単位ガバナンス」の両面が存在することを簡潔に触れるにとどまっている。

①については、従来、教育委員会制度に着目した研究では初・中等教育に対象が限定されてきた。また、大学の管理体制については、設置認可や水準維持行政をめぐる大学基準協会の役割、すなわち「大学の団体自治」のあり方や、大学（管理）法案をめぐって提起された「大学教育審議会」等の全国組織としての大学行政における自治的管理機構に関する改革構想、などが検討されてきた。つまり、初・中等教育と高等教育とはまったく別物として検討されてきた。また、大学の管理体制についての個々のトピックが独立して検討の対象とされてきた。しかし、研究代表者は、これまでの研究を通じて、一見別物に見えるこれらの改革を、一連のものともみなし、どのような原理に基づいて制度構想がされていたのかを明らかにすることが戦後改革研究の重要な課題として残されていると考えている。

②については、日本における大学（管理）法の構想過程で、大学への理事会制度の導入問題として検討されたことが知られている。この構想には大学関係者の支持をえられなかったが、類似の構想が米軍統治下の琉球大学では実現していた。また、CI&E担当官のネルソンが、IFEL（教育指導者養成講習）を通じて、農業高校を対象とした学校と行政との協同評価、諮問委員会を通じた教育課程づくりへの地域の参加、農業クラブやホームプロジェクトを通じた教育成果の地域への還元、について指導した。これまで、協同評価や農業クラブなどが個別に研究対象にされてきた。しかし、本研究のように、琉球大学での上記のような管理運営制度改革構想の具体や、農業高校をめぐる3つの改革を一体的に捉えて地域との有機的な関係と学校自治のあり方を追求するようなことはなされてきていない。

その際、第2の問いとして掲げた、日本と琉球の双方の改革モデルの源泉としてのACEの役割を明らかにすることが、先行研究において触れられることのなかった、本研究独自の視点である。これまで研究代表者・共同研究者は、①CI&Eや琉球における米国軍政府・民政府の各スタッフが担当した指導領域は、彼らは必ずしもその分野の専門家ではなかったこと、②必要に応じて米国の状況を調査研究しつつ指導をしていたこと、に注目し、改革モデルがどのように選択され、日本側に提示されてきたかを追求してきた。その過程で、日本と琉球の双方に対して、ACEが陰に陽に関与していることが垣間見られた。つまり、日本と琉球の教育機関への「民意」反映のための種々の制度構想に通底する改革理念や原理を示し続けたのがACEではなかったか、という仮説を持って本研究に望むこととしたい。

これらの研究目的を達成するために、本研究課題では以下のようなことについての米国側の意図とその受容の過程を明らかにする。その際、日本と琉球の双方の改革を媒介し、改革モデルの提示に影響を及ぼしたと思われるACEの役割を明らかにする。

- (a) 戦後改革期の日本における、大学設置認可と水準維持、大学（管理）法、地方教育委員会、国立大学・高専等の地方移譲、などの諸構想を再検証し、それぞれにおいて大学自治のあり方（教授会自治に対するオルタナティブとしての）がどのように構想されていたのかを明らかにする。
- (b) 米軍統治下の琉球大学は、地域（奄美・本島・宮古・八重山）の代表者が理事会を構成し、大学の管理運営に関わった。また、各地域代表からなる琉球政府中央教育委員会は、大学の設置認可権等の大学行政権を行使したが、やがて、私立大学委員会を設置して大学の集合体の管理制度を構築した。このような経過を辿った琉球で、「民意」を反映しながら、どのような大学の自治を保証しようとしてきたのかを明らかにする。
- (c) 戦後の新制高校における職業教育としての農業教育改革については、これまで教育行政・経営学研究の分野ではIFELにおける「協同評価」にのみ注目され、農業教育研究の分野では、学校農業クラブやホームプロジェクト等の課題解決学習への着目に限定されてきた。しかし、農業教育改革構想は、協同評価・課題解決学習と、地域社会が教育課程作りに関与する「農業教育諮問委員会」を一体のものとして示されていた。このような取り組みは戦後改革期の日本と琉球の双方において取り組まれたものであるため、広く事例を収集し、この取り組みの実態を明らかにする。

## 3. 研究の方法

本研究課題においては、以下のような役割分担のもと研究を進めた。研究代表者は、本研究課題における調査・研究を統括する。また、上記(a)～(c)に関する GHQ/SCAP Records 他、日本占領や米軍による琉球統治に関連する資料群、フーバー研究所所蔵の ACE 関連資料群の収集・分析と(C)に関する実践記録等の収集・分析を行う。他方、研究分担者は、すでに琉球大学の普及事業に着目し、地域に貢献する大学のあり方を追求している。その研究成果をふまえながら、米国からモデルとして提示されたランド・グラント大学そのものの基本理念を再検証するとともに、琉球大学に対して顧問団を派遣して指導助言にあたったミシガン州立大学文書館所蔵の資料群を分析することを通じて、同大学と ACE との関係の解明を担うこととする。その上で、各年度以下のような方法により資料収集、分析、研究発表等を進めていった。

#### 【2018 年度】

国内における資料調査活動は、国立国会図書館(憲政資料室・関西館)、沖縄県立図書館、沖縄県公文書館、京都府立京都学・歴史館、広島県立図書館などにおいて行った。収集した資料をもとに、2018 年 6 月の日本教育法学会第 48 回定期総会、2019 年 3 月の大学評価学会第 16 回大会において口頭報告を行った。また、2018 年 8 月刊行の『九州教育学会研究紀要』第 45 巻に論稿が掲載された。

#### 【2019 年度】

国内における資料調査活動は、沖縄県立図書館、沖縄県公文書館、豊見城市立中央図書館、石垣市立図書館、北海道立図書館、北海道大学中央図書館、九州大学中央図書館などにおいて行った。北海道大学、九州大学両図書館では、IFEL(教育指導者講習会)での講習内容のうち、職業教育に関連するものの記録等を中心に資料検索・収集を行った。また、その他の図書館では、各地の農業高校における戦後改革期の学校運営や教育課程経営に関わる記録群の収集を行った。北海道については移転作業中で実際の資料検索はできなかったものの道立公文書館に個別農業高校の戦後初期の活動記録に属する諸資料が保存されていることが判明した。これらの資料収集の成果を踏まえ、2020 年 3 月の大学評価学会第 17 回大会において口頭報告を行った。

なお、本課題の研究目的の一つである、戦後教育改革における ACE(米国教育審議会)の具体的関与の実態解明については、ACE の活動が戦後期の日本にとどまらずドイツ、イタリア、韓国、台湾などに及ぶことがわかってきた。そこで今年度は、戦後の日本・琉球と同じく米極東軍に占領されていた時代にアメリカモデルを移入した韓国に着目し、同国の戦後大学改革の状況を調査するために、韓国国立図書館、ソウル大学校図書館、梨花歴史館(梨花女子大学校)などにおいて、関連資料の存在状況を予備的に調査した。

#### 【2020 年度】

当該年度は COVID-19 感染拡大の影響が複数回にわたって深刻化したため、海外への渡航の制限、公共機関の閉鎖や他県からの訪問の制限などが行われた。その結果、感染がある程度収束したタイミングを見計らって、北海道立公文書館、北海道大学中央図書館における調査のみ実施することができた。資料調査の機会は限定されたものの、北海道大学では、IFEL(教育指導者講習会)での講習内容のうち、職業教育に関連するものの記録等を中心に、移転作業が完了した道立公文書館では、各地の農業高校における戦後改革期の地域と共同して行われている教育活動の記録群の収集を行った。他方で、すでに収集した資料のうち、大学の管理運営に地域住民が広く参加する仕組みを定めた琉球大学設置法・管理法の成立過程に関する先行研究の確認と資料群の精査をすすめた。もともと琉球大学設置法・管理法の成立過程は同大学の年史をはじめ先行研究では詳細に取り上げられてこなかった。特に、当時の琉球を統治していた USCAR(米国民政府)や運営面での助言・指導を行っていたミシガン大学顧問団の作成した文書を活用したものは皆無であった。そこで、すでに沖縄県公文書館やミシガン大学史料館で収集していた上記関連の資料群を基に、米国側の両法律成立過程での意図等に焦点をあてた論文執筆を進め投稿申込みを行った。

なお、COVID-19 感染拡大が続いていたことから、研究期間の延長を行った。

#### 【2021 年度】

当該年度についても COVID-19 感染拡大の影響が複数回にわたって深刻化したため、海外への渡航の制限、公共機関の閉鎖や他県からの訪問の制限などが行われた。その結果、本研究課題に関連する資料調査については実施することができなかったが、前年度投稿した論文が審査の結果掲載されるにいたった。

他方で、すでに収集した資料のうち、琉球における私立大学全体の管理運営を制度化した私立学校法の成立過程に関する資料の整理を進め、次年度の早い時期に関連学会誌等への投稿申し込みができるよう論文執筆を進めた。

#### 【2022 年度】

当該年度についても COVID-19 感染拡大の影響が複数回にわたって深刻化したため、海外への渡航の制限、公共機関の閉鎖や他県からの訪問の制限などが行われた。その結果、本研究課題に関連する資料調査については実施することができなかった。

他方で、すでに収集した資料のうち、琉球大学設置法・管理法の成立に影響を受けた私大関係者の要請で私立大学法に関するものを再整理・分析を進めた。同法は琉球において徐々に開設されていった私立大学全体の管理運営を制度化するものであり、日本の私立学校法の成立過程や規定内容との比較分析を進めて論文執筆を継続し、関連学会誌等への投稿申込みを行った。

また、懸案となっている米国スタンフォード大学フーヴァー研究所所蔵の ACE 関連資料群のカタログ調査を行い、次年度収集すべき資料の特定作業を進めた。

#### 【2023 年度】

当該年度は COVID-19 感染拡大の影響も軽減されたことから、国内外への資料調査活動を再開することができた。琉球大学のガバナンス関連では、同大学の『週報』『学報』などの資料を閲覧し、日本復帰に伴い同大学内に設置された組織の審議動向についての情報収集を行なった。また、沖縄滞在中に、戦後琉球における学校教育・教育行政等の関係者へのオーラルヒストリーのデジタルアーカイブ化を研究している大学職員にインタビューをする機会が得られたので情報交換、意見交換を行った。同氏がインタビューしている人物から日本復帰前の琉球大学の運営において学生参画が一定程度認められていたとの証言があるとの情報を得たため、琉球大学図書館所蔵の同大学規程集や学生新聞をあらためて探索した。さらに、国立教育政策研究所の教育図書館においても復帰に伴う琉球大学の国立移管に関する文献資料の閲覧を行なった。

他方で、前年度中に投稿をすませていた、琉球政府による私立大学全体のガバナンスの制度化に関する論文については、審査の結果掲載されることとなった。また、懸案となっていた米国スタンフォード大学フーヴァー研究所所蔵 ACE 関連資料群のうち、占領地委員会関連資料の調査を行った。

#### 4. 研究成果

研究目的に示した(a)~(c)の研究課題のうち、(a)(b)については、日本国内よりも琉球における大学のガバナンスに関わる制度改革構想とその実現過程を重点的に解明することとなった。ここでは、USCAR(米国民政府)、中央教育委員会、立法院等の関連資料を収集し、琉球大学設置法・管理法の成立過程を具体的に明らかにするとともに、それが私立大学全体のガバナンスを担うことになった「私立大学委員会」の設立を促したことを示し、「私立大学委員会」の成立過程を具体的に解明することができた。また、研究期間の終盤では、大学構成員としての学生の大学運営への参画の一端を示す情報に接することができ、その解明につながりうる資料収集を進めることもできた。

(C)新制高校を中心とした学校のガバナンスに関わる制度改革構想とその実現過程の解明に関する課題については、農業教育を含む職業教育に焦点をあて、制度設計の指針となった諸文献をできるだけ網羅的に収集するとともに、中等教育研究集会の報告書等を探索し、都道府県単位での取り組みや個別農業高校における実践記録を収集することで、中央における IFEL(教育指導者講習会)での講習内容が伝播していく状況の一端をつかむことができた。ただ、高度経済成長期に入ると急速な人口の都市集中が進み、農業高校への進学者が当初の地域の中核エリートから普通高校に入学できない生徒に変容していったことなどから、当初の目論見通りの高校教育を通じた学校と地域の互惠関係を育むガバナンスの普及にはつながりにくくなっていったことも明らかになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 日永龍彦	4. 巻 30
2. 論文標題 米軍統治下における琉球大学のガバナンス - 琉球大学設置法・管理法の成立過程に着目して -	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 大学史研究	6. 最初と最後の頁 67-86
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 日永龍彦	4. 巻 45
2. 論文標題 琉球大学設立時における管理運営モデルの導入過程	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 九州教育学会研究紀要	6. 最初と最後の頁 69-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 日永龍彦
2. 発表標題 戦後改革期における新制高等学校の職業教育改革構想-CI&E担当官 I.ネルソンの構想に着目して-
3. 学会等名 大学評価学会第17回全国大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 日永龍彦
2. 発表標題 米軍統治下における琉球大学の管理運営制度 - 琉球大学設置法・管理法の成立過程を中心に
3. 学会等名 日本教育法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 日永龍彦
2. 発表標題 米軍統治下の琉球における私立大学行政制度の構築に関する考察
3. 学会等名 大学評価学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

山梨大学研究者総覧(日永龍彦) <a href="https://eradb-ref.yamanashi.ac.jp/html/100006959_ja.html?k=%E6%97%A5%E6%B0%B8">https://eradb-ref.yamanashi.ac.jp/html/100006959_ja.html?k=%E6%97%A5%E6%B0%B8</a>
--

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	石渡 尊子  (Ishiwata Takako)  (40439055)	桜美林大学・健康福祉学群・教授    (32605)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------